

○上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

令和2年12月2日選挙管理委員会告示第23号

改正

令和3年6月2日選挙管理委員会告示第6号

上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担について必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条及び第10条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第11条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第11条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、選挙運動用自動車使用契約届出書（様式第1号）、選挙運動用ビラ作成契約届出書（様式第2号）及び選挙運動用ポスター作成契約届出書（様式第3号）に準じて作成しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 上市町議会議員及び上市町長の選挙における候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下「候補者」という。）は、条例第4条第2号イ、第8条又は第12条の規定による確認を受けようとする場合には、選挙管理委員会に対し選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書を提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は、選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）及び選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）に準じて作成し、同項の確認は、選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第7号）、選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第8号）及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第9号）に準じて調製する確認書を用いて行わなければならない。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」

という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。))又は条例第11条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。))に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書を使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条、第7条及び第11条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。))に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しを、ビラ作成業者又はポスター作成業者に前項の選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書を提出するときは納品書(ビラ作成業者名又はポスター作成業者名、納品月日、納品枚数及び作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者又はポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。)の写しを、それぞれ添付しなければならない。

3 第1項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書及び選挙運動用ポスター作成証明書は、それぞれ選挙運動用自動車使用証明書(様式第10号)、選挙運動用ビラ作成証明書(様式第11号)及び選挙運動用ポスター作成証明書(様式第12号)に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第12条の規定による請求をしようとするときは、請求書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条の規定による請求をしようとする場合 次に掲げる書類

ア 選挙運動用自動車使用証明書

イ 第3条第2項に規定する確認書(条例第4条第2号イの規定による確認を受けた場合に限る。)

ウ 前条第2項に規定する給油伝票の写し（選挙運動用自動車使用証明書（燃料）を添付する場合に限る。）

(2) 条例第8条の規定による請求をしようとする場合 次に掲げる書類

ア 選挙運動用ビラ作成証明書

イ 第3条第2項に規定する確認書

ウ 前条第2項に規定する納品書の写し

エ 選挙運動用ビラの見本（1枚。2種類の選挙運動用ビラがある場合にあっては、それぞれ1枚）

(3) 条例第12条の規定による請求をしようとする場合 次に掲げる書類

ア 選挙運動用ポスター作成証明書

イ 第3条第2項に規定する確認書

ウ 前条第2項に規定する納品書の写し

エ 選挙運動用ポスター（1枚）

2 前項に規定する請求書は、請求書（選挙運動用自動車の使用）（様式第13号）、請求書（選挙運動用ビラの作成）（様式第14号）及び請求書（選挙運動用ポスターの作成）（様式第15号）に準じて作成しなければならない。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、条例の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 この規程は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月2日選挙管理委員会告示第6号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

上市町選挙管理委員会 宛て

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ		年 月 日			円	
運転手の雇用						
燃料代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載すること。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えない。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第2号（第2条関係）
様式第2号（第2条関係）

年 月 日

上市町選挙管理委員会 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写し及び仕様が記載された書面を添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限
りでない。

様式第3号（第2条関係）
様式第3号（第2条関係）

年 月 日

上市町選挙管理委員会 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写し及び仕様が記載された書面を添付すること。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提
示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限
りでない。

様式第4号 (第3条関係)

年 月 日

上市町選挙管理委員会 宛て

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代につき、上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から上市町選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について、公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載すること。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第5号 (第3条関係)

年 月 日

上市町選挙管理委員会 宛て

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から上市町選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第6号 (第3条関係)

年 月 日

上市町選挙管理委員会 宛て

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第12条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今回の枚数 (b)	枚	枚
枚数計 (a) + (b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から上市町選挙管理委員会に提出すること。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものであること。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載すること。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

年 月 日

上市町選挙管理委員会

選挙運動用自動車燃料代確認書

上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付すること。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給分に限る。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合においては、燃料供給業者は、上市町に支払を請求することができない。

年 月 日

上市町選挙管理委員会

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 年 月 日執行 | 選挙 |
| 2 | 候補者の氏名 | |
| 3 | 確認枚数 | 枚 |

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラの作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付すること。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合においては、ビラ作成業者は、上市町に支払を請求することができない。

年 月 日

上市町選挙管理委員会

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第12条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスターの作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出すること。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付すること。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合においては、ポスター作成業者は、上市町に支払を請求することができない。

様式第10号 (第5条関係)

様式第 10 号（第 5 条関係）

その 1（自動車）

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する方の番号に○ をしてください。）	一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約 による場合	2 左に掲げる場合以外の 場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日 年 月 日	運送等金額 円	備考

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出すること。
- 2 運送事業者等が上市町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合においては、運送事業者等は、上市町に支払を請求することができない。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までとする。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (2) (1) 以外の場合 15,800 円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られているので、その指定をした一の契約のみについて記載すること。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約

により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られているので、その指定した1台のみについて記載すること。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、上市町に支払を請求することができない。

8 候補者氏名は、本人の署名その他の措置により記入すること。

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。
- 燃料供給業者が上市町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付すること。

- 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合においては、燃料供給業者は、上市町に支払を請求することができない。
- 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までであること。
- 7 候補者氏名は、本人の署名その他の措置により記入すること。
その3（運転手）

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	氏名	
	住所	
雇用年月日	報酬の額	備考
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出すること。
- 2 運転手が上市町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合においては、運転手は、上市町に支払を請求することができない。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車の運転手1人につき1日を通じて12,500円までとする。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られているので、その指定をした1人のみについて記載すること。
- 6 候補者の指定した運転手以外は、上市町に支払を請求することができない。
- 7 候補者氏名は、本人の署名その他の措置により記入すること。

様式第11号 (第5条関係)

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書（ビラ作成業者名、納品月日、納品枚数及び作成金額が記載された書面で、ビラ作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からビラ作成業者に提出すること。
- 2 ビラ作成業者が上市町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合においては、ビラ作成業者は、上市町に支払を請求することができない。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 枚数
 - ア 上市町議会議員の選挙 1,600 枚（ただし、再選挙の場合は、600 枚）
 - イ 上市町長の選挙 5,000 枚（ただし、再選挙の場合は、1,800 枚）
 - (2) 限度額
 - 7 円 51 銭（単価）×当該作成枚数
- 5 候補者氏名は、本人の署名その他の措置により記入すること。

様式第12号 (第5条関係)

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙が行われる区域における ポ ス タ ー 掲 示 場 数	箇所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（ポスター作成業者名、納品月日、納品枚数及び作成金額が記載された書面で、ポスター作成業者から納品の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出すること。
- 2 ポスター作成業者が上市町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付すること。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合においては、ポスター作成業者は、上市町に支払を請求することができない。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 枚数
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数
 - (2) 限度額
$$\frac{310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} \times 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \quad (1 \text{ 円未満の端数は、切上げ}) \times \text{確認された作成枚数}$$
- 5 候補者氏名は、本人の署名その他の措置により記入すること。

様式第13号 (第6条関係)

上市町長 宛て

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつては、その代表者の氏名

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和 2 年上市町条例第 32 号）第 4 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者氏名
- 5 金融機関名、口座名義及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合においては、上市町に支払を請求することができない。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したものであって、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限る。

(別紙)

請求内訳書
(選挙運動用自動車の使用)

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円× 台= 円	64,500 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	64,500 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	64,500 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	64,500 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	64,500 円× 台= 円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載すること。

2 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円× 台= 円	15,800 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	15,800 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	15,800 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	15,800 円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	15,800 円× 台= 円	円	
計			円	

備考

1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載すること。

2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載すること。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日		円× 0 = 円	/	/	
年 月 日		円× 0 = 円			
年 月 日		円× 0 = 円			
年 月 日		円× 0 = 円			
年 月 日		円× 0 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載すること。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうち、いずれか少ない方を記載すること。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車使用契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載すること。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載すること。

年 月 日

上市町長 宛て

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては、その代表者の氏名

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者氏名
- 5 金融機関名、口座名義及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合においては、上市町に支払を請求することができない。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ビラの見本1枚（2種類の選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ1枚）を添付すること。

(別紙)

請求内訳書
(選挙運動用ビラの作成)

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
			7.51						
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

年 月 日

上市町長 宛て

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては、その代表者の氏名

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

上市町議会議員及び上市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年上市町条例第32号）第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者氏名
- 5 金融機関名、口座名義及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合においては、上市町に支払を請求することができない。
- 3 この請求書には、作成した選挙運動用ポスターの見本1枚を添付すること。

(別紙)

請求内訳書
(選挙運動用ポスターの作成)

候補者氏名

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数を記載すること。
- 2 C欄には、次により算出した額を記載すること。
$$\frac{310,500 \text{ 円} + 525 \text{ 円} \times 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{C 単価 (1円未満の端数は、切上げ)}$$
- 3 D欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載すること。
- 4 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
- 5 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。